

クラウドファンディングの活用について（案）

1. 目的

本市では、「第八次栗東市行政改革大綱」（令和2年3月策定）において、厳しい財政状況が続く中、持続可能な行政運営を行うための行政改革の取り組みの一つとして、「財源確保」の視点から、健全な財政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入の確保を目指すこととしています。

のことから、自主財源の確保策の一つとして、令和3年度以降の新たな財源確保策としてクラウドファンディングの手法を可能な限り活用していきます。

2. クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは、課題解決のため、特定のプロジェクトを実施するため、主としてインターネットを通じて資金調達する仕組みであり、団体や事業者だけでなく、近年、自治体でも「クラウドファンディング型ふるさと納税」「ガバメントクラウドファンディング」として活用する事例が増えています。

クラウドファンディングの活用を通じて、本市が取り組む具体的なプロジェクトの内容や成果を市内外の多くの方にうまくPRすることで、本市の魅力を発信するだけでなく、プロジェクトの趣旨に共感・賛同してくださる方や本市を応援してくださる方の輪が広がるといった効果が期待できます。

※ 自治体が取り組むクラウドファンディングはふるさと納税の仕組みを活用していることから、個人からの寄附については、ふるさと納税同様に税控除が適用されます。

《ふるさと納税とクラウドファンディングの違い》

	ふるさと納税	クラウドファンディング
募集単位及び期間	年間を通じて全体を募集する場合が多い	プロジェクトごとに始期及び期間（3か月程度）を定めて実施
目標金額	示さない場合が多い	プロジェクトごとに明確にする必要あり
寄附金の使途	市によってさまざま（事業名・分野のみなど）	プロジェクトごとに明確にする必要あり

《県内の活用事例》

草津市：たび丸着ぐるみの新調（H28）

市民活動団体によるクラウドファンディングの活用推進・サポート（H30～）

滋賀県：学習船「うみのこ」の新調（H28）、キャッフィー着ぐるみの新調（R1）

3. 運用の考え方

「栗東市クラウドファンディング活用指針」を策定し、これに基づく運用を行います。

(1) 基本的な運用

活用にあたっての仕組みづくりをふるさと納税主管課（市民政策部 元気創造政策課）にて行い、プロジェクト（事業）主管課が実際に活用するものとします。

(2) 寄附の募集方法

既に取り組んでいる「ふるさとりっとう応援寄附（ふるさと納税）」同様に、本市ホームページ及び委託事業者によるポータルサイトにおいて寄附を募集します。

(3) 調達方法

ALL IN 方式（寄附額が目標額に達しない場合でも、プロジェクトを実施）とします。

(4) 返礼品の取り扱い

プロジェクトの趣旨を踏まえ、必要な場合のみ返礼品を提供するものとします。

※ 返礼品を提供する場合は、プロジェクト内容に沿ったもの（例：イベントの場合、当該イベントへの招待券など）が好ましいと考えられますが、地場産品の振興及び市内経済の活性化の観点から、現在のふるさと納税と同じ返礼品を提供することも可能です。

総合調整会議資料
令和2年8月5日（水）

栗東市クラウドファンディング活用指針（案）

令和2年8月

市民政策部 元気創造政策課

目次

1. はじめに	1
2. クラウドファンディングの概要	2
3. 基本的な考え方	3
4. 実施手順	5
5. 留意事項	6

1. はじめに

本市では、「第八次栗東市行政改革大綱」（令和2年3月策定）において、厳しい財政状況が続く中、持続可能な行政運営を行うための行政改革の取り組みの一つとして、「財源確保」の視点から、健全な財政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入の確保を目指すこととしています。

特に、自主財源の確保策の一つとして、現在取り組んでいるふるさと納税（ふるさとりっとう応援寄附）に加え、クラウドファンディングについても新たな財源確保策として検討することを示しています。

本指針は、本市の各部署において、今後クラウドファンディングを活用して事業を実施する際の参考とするため、クラウドファンディングに関する基本的な考え方や主な手順等をとりまとめたものです。

【第八次栗東市行政改革大綱】より抜粋

第3章 行政改革の項目

4. 「財源確保」の視点

健全な財政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入の確保を目指します。

（2）自主財源の確保

- 産業立地の促進により、一層の税収確保を進めます。
- ふるさと納税制度を活用し、市が行っている施策のPRと栗東らしい記念品の提供を通じて、寄附の拡大に努めます。
- 広告収入のほか、市の事業に対するクラウドファンディング、公共施設等の命名権（ネーミングライツ）など、新たな財源確保策を検討します。
- 市有地の売却、未利用地の有効活用、太陽光発電事業者への公共施設の屋根貸しなど、市有財産の活用を進めます。

（具体的な取り組み例）

- ・産業立地の促進による固定資産税等の活用
- ・ふるさと納税の活用
- ・クラウドファンディングの活用
- ・広告料（ネーミングライツ含む）の活用

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディングとは、課題解決のため、特定のプロジェクトを実施するにあたり、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みです。資金を調達するためには、プロジェクトについて多くの人から共感・賛同を得ることが必要です。

このクラウドファンディングについては、団体や事業者だけでなく、近年、自治体でも「クラウドファンディング型ふるさと納税」「ガバメントクラウドファンディング」として活用する事例が増えてきています。

クラウドファンディングの活用を通じて、本市が取り組むプロジェクトの内容や成果を市内外の多くの方にPRすることで、本市の魅力を発信するだけでなく、プロジェクトの趣旨に共感・賛同してくださる方や本市を応援してくださる方の輪が広がるといった効果も期待できます。

※ 自治体が取り組むクラウドファンディングはふるさと納税の仕組みを活用していることから、個人からの寄附についてはふるさと納税同様に税控除が適用されます。

3. 基本的な考え方

(1) 対象事業の要件

- ・クラウドファンディングは、特定のプロジェクトに対しての寄附募集であることから、対象は原則として事務事業レベルの事業を想定しています。

(2) 運営方法

- ・原則として、現在の「ふるさとりっとう応援寄附」（ふるさと納税）同様に本市ホームページ上での寄附募集とクラウドファンディング事業者が運営する専用ポータルサイト上での寄附募集の両方で行うこととします。

※ 本市ホームページ上での寄附募集については、事業概要の掲載と併せて専用ポータルサイトへのリンクを貼ることとし、可能な限り事務量の軽減を図ることとします。

- ・募集にあたっては、寄附額の20%程度の事務費（委託料・手数料等）が必要となることから、全国に広くPRすることにより、多くの人から共感が得られ、歳入確保がより多く見込まれる事業が望ましいです。

(3) 調達方法

- ・調達方法には次の2種類があります。

All In 方式：寄附金額が目標額に達しない場合でも事業を実施します。

All or Nothing 方式：寄附金額が目標額に達成した場合のみ、事業を実施することができます。

このうち、All or Nothing 方式では目標額に達しない場合、返金処理が発生するため、本市では原則として All In 方式で実施します。

(4) 募集活動の強化

① わかりやすい募集ページの作成

- ・事業担当課にて、寄附金がどのように活かされるのか、寄附者に分かりやすく募集情報を作成し、十分に周知を行ってください。

その際には、市ホームページ及びクラウドファンディングポータルサイトだけでなく、市のFacebookや広報りっとう、チラシなどを活用してPRに努めるとともに、寄附者に対象事業の魅力を理解いただき、ぜひ応援をしたいと思っていただけるよう、見せ方・伝え方を工夫してください。

- ・募集情報には、「負担付寄附ではない」旨を記載してください。

（参考：P6 5.留意事項(1)）

- ・事業実施中は進捗状況、事業実施後は実績報告を掲載してください。

② 寄附者へのフォローアップ

- ・寄附者には、お礼状を送付するだけでなく、実績報告を行ってください。
- ・事業の趣旨を十分踏まえた上で、必要な場合のみ返礼品を提供可能とします。
(例：災害復興支援など、緊急かつ重大な課題解決のための事業の場合は、募金に近いものとして、返礼品を提供しないケースが多い)

なお、返礼品を提供する場合は、プロジェクト内容に沿ったもの（例：イベントの場合、当該イベントへの招待券など）が好ましいと考えられますが、地場産品の振興及び市内経済の活性化の観点から、現在のふるさと納税と同じ返礼品を提供することも可能です。

（5）予算上の取扱い

① 目標金額の設定

- ・事業費の他、クラウドファンディングに係る経費（事務費として寄附金の20%程度。なお、返礼品を提供する場合は事務費と合わせて寄附金の50%程度）も含めて目標金額を設定してください。
- ・事業費の全額（又は一部）とクラウドファンディングに係る経費は寄附金を財源とすることとします。
- ・寄附金額が目標額を上回った場合は、事業内容を充実し、より効果的な事業を実施してください。
- ・寄附金額が目標額を下回った場合でも、All In 方式では事業を実施する必要があるため、寄附金額に合わせて事業内容を柔軟に変更するなど一般財源での補填が生じないようにしてください。

② 寄附金の財源上の取扱い

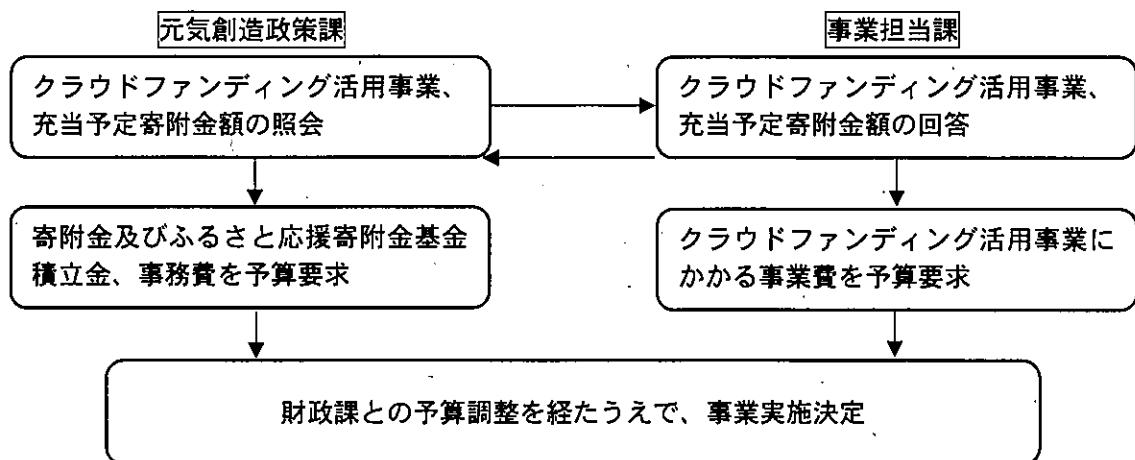
- ・寄附金は、寄附を受けた事業担当課の特定財源として取り扱うこととします。

③ 事業の実施決定

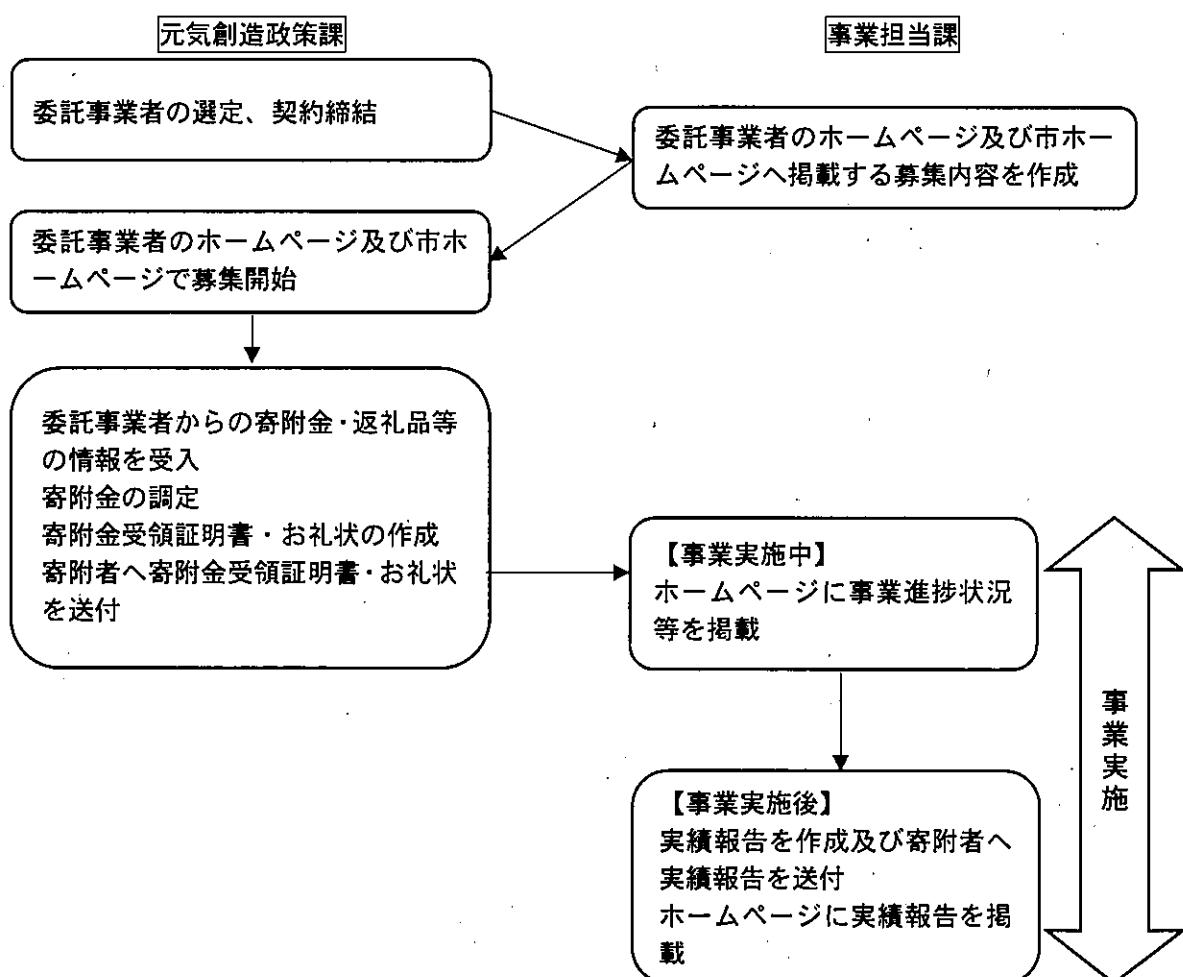
- ・寄附金で実施する事業であっても、通常の予算要求と同様、事業目的や事業内容について財政担当課との調整を経たうえで、実施を決定することとします。

4. 主な実施手順

【前年度】



【事業実施年度】※当該年度中に完了する事業の場合



5. 留意事項

(1) 負担付寄附

負担付寄附とは、寄附の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その契約が解除されるようなものをいいます。

クラウドファンディングでの寄附契約が負担付寄附に該当すると、事業ができなくなった場合、寄附金を返還する必要が生じるほか、寄附金受領証明書の回収など、寄附者に大きな事務的な負担を強いることになります。そのため、返還義務が生じないよう、事業を確実に実施することは当然のこと、負担付寄附に該当しないような契約にする必要があります。

負担付寄附に該当するかどうかは、市と委託事業者との契約の他、市と寄附者との間でどのような合意がなされたかによります。合意内容は、募集ページで判断されるため、ページ作成にあたっては事業が実施できなくなった場合に返還義務が生じないような記載内容にするとともに、「負担付寄附ではない」旨を必ず記載してください。

〔記載例：事業実施に向けて全力で取り組みますが、万が一実施できない事由が生じた場合は、当該寄附の趣旨に沿うような事業に活用させていただきます。当該寄附は「負担付寄附」ではなく、「用途を指定した寄附」としてお受けするものであることをご了承ください。〕

※ 地方自治法第96条第1項第9号により「負担付寄附」は議決事項となっています。

(2) 割当寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5により、「地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことはしてはならない」とされています。

寄附の募集活動については、当該事業の趣旨を十分理解していただいた上で、賛同いただけるよう留意する必要があります。

(3) ふるさと納税にかかる返礼品

ふるさと納税の返礼品競争の過熱化を受け、返礼品のあり方等について、総務省から通知が出ています。（平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」）

返礼品を送付する場合は、本通知に沿った対応を行う必要があります。

栗東市民間保育所設置・運営事業者募集概要

1. 募集の趣旨

幼児教育・保育の無償化や就労等における家庭環境の変化等を背景に保育需要が高まっており、栗東市においても、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

このことから、待機児童の解消、さらなる子育て支援の充実を図るため、新たに認可保育所2園の設置・運営を行う事業者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 施設の種別 認可保育所

(児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所)

(2) 定員 101人以上120人以下

(3) 対象児童 0歳児から5歳児

(4) 開園時間 7:00～20:00（月～土曜日）

※休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。

(5) 募集地域 市内全域（治田、治田東、治田西、大宝、大宝東、大宝西学区
周辺を優先的に評価する。）

(6) 募集園数 2園

(7) 開所時期 令和4年4月（厳守）

(8) 建設施設等 建設用地は、選定事業者（法人）が取得又は賃借すること。

施設は、選定事業者（法人）が建設し、自らが運営すること。

(9) 応募資格 法人格を有し、別に市が定める要件を満たすこと。

3. 選考および結果の公表

施設整備計画書等による書類審査やプレゼンテーション等を総合的に審査し、事業予定者を決定します。なお、審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

応募に伴う審査結果は、市ホームページで公表します。

4. 選考までのスケジュール（予定）

内 容	日 程
公募要項の公表	令和2年8月28日(金)
受付期間	令和2年8月28日(金)～9月28日(月)
書類審査、プレゼンテーション等	令和2年11月中旬～12月下旬
審査結果の通知・事業予定者の公表	令和2年12月下旬
開園	令和4年4月

5. 問い合わせ先

栗東市役所 子ども青少年局 幼児課

電話番号 077-551-0424（直通） ファックス番号 077-551-0149

